

2018年12月13日

関係会員 各位

(一社) 日本自動車車体工業会
中央技術委員会

UN-R34 が適用される燃料タンクの関連部品の変更等を行った場合の取扱いと新規検査等届出書の記載について (第2弾: 新型車編)

保安基準の細目告示の改正により、新型車 (型式指定等の認可年月日が 2018 年 9 月 1 日以降のものをいう。) の燃料タンクについては、基本構造・材質・取付方法が旧認可車と同一のものを除き、UN-R34-03 の技術的要件が適用されます。

当会中央技術委員会では、UN-R34-03 の技術的要件が適用される燃料タンクについても、関連部品の変更等が燃料タンクの増設・交換・移設等を行う場合の障害とならないよう、別添のとおり(独)自動車技術総合機構あてに文書で依頼を行い、承諾をいただきました。業務の参考としていただけましたら幸いです。

なお、UN-R34-03 の技術的要件の適用の有無につきましては、既に展開済みの「R34 の適用時期に関するフロー」、並びに、自工会作成の「ケーススタディ資料」を参考にさせていただきますようお願いいたします。

(添付資料)

- ① 自動車機構への依頼文書
- ② 別添: UN-R34 が適用される燃料タンクの関係部品の変更等を行った場合の取扱いと新規検査等届出書の記載
- ③ 参考1: R34 の適用時期に関するフロー
- ④ 参考2: ケーススタディ資料 (自工会作成)

以上